

バリアフリー新法届出チェックリスト

項目	内 容	チェック
添付書類	○特定路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）	
	△高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）	
	○特定路外駐車場の位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図	
	○特定路外駐車場の区域を表示した縮尺200分の1以上の平面図	
	○△路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺200分の1以上の平面図	
チェック項目	車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）が1以上設けられているか	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、幅が350センチメートル以上であるか	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨の表示がされているか	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）になっているか	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設が、路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられているか	
	路外駐車場移動等円滑化経路上に段が設けられていないか（ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない）	
	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上であるか	
	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路の幅は、120センチメートル以上であるか	
	路外駐車場移動等円滑化経路には、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けられているか	
	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上であるか	
	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路の勾配が、12分の1を超えていないか（ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと）	
	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路の高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場が設けられているか	
路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路の勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられているか		

添付書類 バリアフリー新法第12条の規定に基づく届出に必要な書類・・・○
 バリアフリー新法第12条ただし書きの規定に基づき、駐車場法第12条の届出に添付する書類・・・△